

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金・処遇決定の大原則」にのっとり、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、多様な働き方の実現や、多様な人材が能力を最大限に発揮できる組織づくりの推進等を行い、更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を含め、目指す企業像である「社員が誇りを持って明るく仕事に取り組む」ことを目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、労使交渉を経て実施する賃金改善のほか、従業員の能力伸長に対する公正な評価の結果を賃金に反映させる定期昇給にも取り組んでいます。また、多様な働き方の実現や、多様な人材が能力を最大限に発揮できる組織づくりの推進、教育訓練等については、エンゲージメント向上のための職場内コミュニケーション増進、労働環境の改善および事業構造転換を推進し成果を創出することに向けた人的資本への投資として「変化にチャレンジする人材づくり」に取り組んでいます。

参考) 日本製紙グループ 人権と雇用・労働に関わる責任

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/employee/>

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日 【 2022年2月1日 】 (2026年2月3日更新)
- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/126709-05-06-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/126709-05-06-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、「日本製紙グループは世界の人々の豊かな暮らしと文化の発展に貢献します」との企業グループ理念を不変の行動指針として、事業活動を通じた持続可能な社会構築への貢献に取り組んでまいります。

日本製紙グループ 企業グループ理念URL

<https://www.nipponpapergroup.com/about/mission/>

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月25日

(2026年2月18日 パートナーシップ構築宣言のURL及び代表取締役の変更による更新)

日本製紙株式会社

代表取締役社長 瀬邊 明